

令和6年度二次採用 日本学生支援機構 授業料後払い制度について

令和6年度より、国の施策による大学院修士課程を対象とした「授業料後払い制度」が創設されます。

申請を希望する方は、下記に従い申請書類を受け取ってください。

なお、「第一種奨学金」を利用する場合は、本制度は利用できません。

記

【応募対象】

令和6年4月入学者で、次の条件①②のすべてを満たす者

- ① 2024年3月に学部等を卒業し、2024年春に大学院修士段階に入学した者
- ② 学部等において、高等教育の修学支援新制度を利用したことがある（給付奨学生認定又は授業料等減免対象者認定を受けたことがある）者

令和6年4月入学者は、本年度二次採用においてのみ申込可能でありこの他に後払い制度に申し込む機会はありません。

令和6年10月入学者

今回、後払い制度に申し込まない場合、次に申し込める時期は2025年秋の二次採用になります。

【申請書類の配付期限】 10月11日（金）17：00【期限厳守】

申請希望者は別紙申込票を総合化学院教務担に提出してください。

【<新制度>授業料後払い制度について】

- ・本制度は貸与であり、大学院修了後に所得に応じ、授業料支援金（支援対象授業料及び保証料の合計）及び生活費奨学金を返還する必要があります。
- ・授業料の支援額は、年535,800円を上限とします。
- ・生活費の支援額は月額2万円、4万円から選択となります。（受けないことも可）
- ・返還方法は「所得連動返還方式」のみで、「定額返還方式」は選べません。
- ・保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となり、人的保証は選べません。
- ・年度途中で第一種奨学金から本制度、本制度から第一種奨学金へ変更はできません。

以上